

2 すべての人の生活への支援

戦略6 住宅の整備の推進

重点戦略3

(関係局：都市整備局)

<現状と課題>

- 少子高齢化が急速に進む中で、公共住宅にはこれまで以上に都民の居住の安定確保に的確な役割を果たしていくことが求められている。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人が地域の中で自立して社会参加をしていくための生活の基盤となる住宅の整備は重要である。
- 住宅のバリアフリー化をハード・ソフト両面から進めていく必要がある。

<主な施策と事業>

施策1 公営住宅の整備

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で安心して生活ができるよう、公営（都営）住宅のバリアフリー化を進めていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末までの到達目標)
公営住宅のバリアフリー化の促進 (都市整備局) 加齢に伴う身体機能の低下や障害がある場合でも、できるだけ自立した生活が営めるよう、また、円滑に利用しやすい住まいづくりの観点から、公共住宅におけるバリアフリー化を推進する。	都営住宅建替 3,200 戸 高齢者向け住宅改善 4,000 戸 障害者向け住宅改善 1,000 戸 エレベーター設置 72 基	都営住宅の供給を進める際、加齢に伴う身体機能の低下等に対応できる良質な住宅ストックの形成を図るため、段差解消、手すりやエレベーターの設置による住宅のバリアフリー化を推進する。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末までの到達目標)
都営住宅大規模団地の総合建替え (都市整備局) 高齢者や障害者等が必要な福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービスを供給する福祉施設等と住宅の地域における適正配置を推進する。	桐ヶ丘 1 丁目ほか 2 団地	大規模な都営住宅団地の建替等に際しては、必要な施設（福祉関連、防災関連など）の併設を検討する。 （併設施設の事業主体は区市町村等）
高齢者、障害者等向け都営住宅の建設 (都市整備局) 民間賃貸住宅に居住する高齢者、障害者等が、経済面等の理由から抱える居住不安を解消するため、公営住宅等において高齢者、障害者等向けの住宅を確保していく。	シルバーピア 300 戸 車いす住宅 60 戸 (平成 20 年度見込み)	都営住宅の建替において、区市からの要望に基づき高齢者向けシルバーピアや車いす使用者向け住宅等の住宅供給を進める。
区市町村公営住宅整備事業助成 (都市整備局) 区市町村が公営住宅の新規供給や建替え事業を行う場合、住宅のバリアフリー化等を要件の一つとして、その建設費等の一部を都が補助することにより、高齢入居者等に配慮した公営住宅の整備を促進する。	446 戸を供給する予定	区市町村への財政的支援を通じ、バリアフリー化など高齢入居者に配慮した公営住宅の供給促進を図る。

施策2 民間住宅の整備促進

- 民間住宅のバリアフリー化や高齢者向け賃貸住宅の供給を、区市町村等と連携して進めていきます。
- また、子どもを安心して生み育てられる環境整備を進めるためのガイドラインを作成するなど、普及啓発も併せて行っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末までの到達目標)
高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 (都市整備局) 良好な居住環境を備えた高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を促進し、高齢者の居住の安定を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目指す。	○新規高優賃住宅の計画及び募集する区市：10区3市 ○既存高優賃住宅への家賃補助をする区市：6区2市	民間を活用して、高齢者単身・夫婦世帯等を入居対象とした、バリアフリー化されかつ「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅の供給を促進する。
都市居住再生促進事業 (都市整備局) 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生に資すると認められる建替えや共同化事業を実施する民間事業者に対し、区市町が補助を行う場合、都として事業費の一部を補助することにより、高齢者や子育て世帯の居住に適した良質な住宅供給及び老朽マンションの円滑な建替えを図り、もって都民の福祉の向上に寄与する。	平成20年度は、新規4地区、継続7地区の合わせて11地区の助成を行う。	引き続き、事業費の一部を補助することにより、防災性の向上と良質な住宅供給及び老朽マンションの円滑な建替えを図る。
マンション改良工事助成事業 (都市整備局) バリアフリー改修など、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合等に対して、利子補給を行うことにより、居住性能の回復及び管理の適正化を図り、もって居住水準の向上及び良好な住環境の形成に資する。	マンション管理組合に対する普及啓発活動の実施	既存マンションにおける計画的な修繕実施を促進する。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
子育て世帯に配慮した住宅のガイドラインの作成 (都市整備局) 子どもを安心して産み育てられる環境整備の一つとして、子育て世帯の居住に適した良質な民間住宅の供給を促進する。	子育て世帯に配慮した住宅ガイドライン策定に向け、事例等の調査・分析等	子育て世帯に配慮した住宅のガイドラインを策定し、都民及び住宅生産者等への普及啓発を図る。
民間住宅バリアフリー化の普及促進 (都市整備局) 民間事業者による民間住宅のバリアフリー化を着実に促進するため、民間事業者、各種団体、自治体等が会員となる『東京都住宅バリアフリー推進協議会』を平成11年に創設し、住宅のバリアフリー化の普及啓発を図り、だれもが安心して暮らせる居住環境の実現を目指す。	協議会主催講演会、住まいのバリアフリーコンペティション等の実施	高齢者や障害者など、だれでも安心して暮らせる居住の実現を目指して、バリアフリー住宅の整備及び普及の推進を図る。

戦略7 社会参加の推進

（関係局：生活文化スポーツ局、福祉保健局、産業労働局、教育庁、警視庁）

<現状と課題>

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が、生活する地域において社会参加をすることができる環境整備については十分とはいえない現状がある。
- 情報の入手については、日常生活において、重要な役割を果たしており、高齢者や障害者をはじめ、だれもが必要な情報をいつでも容易に入手できる取組が必要である。
- 特に、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人等、情報を得ることが困難な人への情報提供体制の整備を推進していく。
- また、就労支援等において高齢者や障害者の社会参加を支援するための取組も推進する必要がある。
- 乳幼児を連れた子育て世帯が安心して外出ができるよう、授乳場所、おむつ替えスペース等子育て環境の整備も推進していく。

<主な施策と事業>

施策1 情報等の提供体制の整備

- 情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進していきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
東京都出版物の点字版等による提供 (生活文化スポーツ局) 都政の重要施策についての解説や都民生活に必要なお知らせ事項を都民に幅広く提供するため、「広報東京都」を毎月発行している。視覚障害者のために、昭和43年度から点字版を、昭和53年度からテープ版を提供。点字版・テープ版は、希望者への郵送をはじめ特別支援学校、点字図書館、公立図書館、福祉団体等に配布している。平成19年度から都庁総合ホームページの一部に音声読み上げ機能を導入している。	○「広報東京都」点字版・テープ版は、平成20年度も事業継続。 ○WEB版「広報東京都」を音声読み上げ機能対応とする予定。	引き続き、視覚障害者への情報提供を実施する。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
視覚障害者のための情報提供 (生活文化スポーツ局) 視覚障害のため、文字による消費生活情報を得にくい消費者に、消費生活に関する総合情報誌である『東京くらしねっと』(年12回発行)を2か月に1回録音テープ版(2号分の掲載内容を抜粋)にして情報提供している。テープは点字図書館を経由して、公立図書館、視覚障害者施設や個人の希望者に配布している。	録音テープ作成 年6回 各 1,350 本	引き続き、録音テープを作成し、視覚障害者への消費生活情報の提供を実施する。
消費者教育教材の開発・提供 (生活文化スポーツ局) 聴覚障害のため、消費生活情報を得にくい消費者を対象に、字幕入り消費者教育用ビデオソフトを制作し、東京都消費生活総合センター図書資料室や区市町村に配布し、講座での利用及び都民への貸出等に供する。	2つのテーマについて字幕入りビデオソフトを制作	引き続き字幕入りビデオソフトを制作し、聴覚障害者への消費生活情報の提供を実施する。
点字による即時情報ネットワーク事業 (福祉保健局) 視覚障害者に、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活・文化の向上を図る。	○土、日、祭日を除く毎日、点字紙を個別配布。 規模：希望者 100 人 ○上記情報を電話ナビゲーションシステムにて提供。 アクセス数：約 850 件	視覚障害者の社会参加を促進するため、引き続き実施する。
視覚障害者用図書製作貸出事業 (福祉保健局) 視覚障害者用図書(点字図書、録音テープ)を製作し、貸出し又は交付することにより、視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。	○点字図書の製作貸出 20 タイトル以上 ○録音図書の製作貸出 40 タイトル以上 ○希望点字図書製作、交付 ○希望声の図書製作、交付	視覚障害者の文化の向上のため、引き続き実施する。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
点字録音刊行物作成配布事業 (福祉保健局) 視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音物を作成配布し、もって視覚障害者の福祉の向上に資することを目的とする。	都政刊行物のうち、12種類を選択し、点字本及び録音物として作成し、都内在住視覚障害者へ配布。 点字本：各 723 部 録音テープ：各 1,130 本	視覚障害者の福祉の向上のため、引き続き実施する。
視覚障害者ガイドセンター運営事業 (福祉保健局) 重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする際、目的地においてガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉増進を目的とする。なお、ガイドヘルパーの手当及び交通費等は利用者負担。	ガイドセンターを設置し、利用者からの申込み及び他の道府県等のガイドセンターからの申込に対し、連絡調整を行い、適当なガイドヘルパーを紹介する。	視覚障害者の福祉増進のため、引き続き実施する。
盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成 (福祉保健局) 盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行う。	都内在住の盲ろう者への通訳・介助者の派遣（政治・宗教活動及び営業活動を除く） 延べ 23,660 時間	盲ろう者の社会参加を促進するため、引き続き実施する。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
盲ろう者支援センター事業 《平成21年度新規事業》 (福祉保健局) 盲ろう者からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営する事業に対し補助を行う。	平成 21 年度事業開始に向けた準備	盲ろう者の社会参加を促進するため、引き続き実施する。
字幕入り映像ライブラリー事業 (福祉保健局) 映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又はDVDの製作・貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。	○カセットテープ等の製作 規模：120 種類相当 (1 種類につき 2 本) ○利用者への貸出 (1) 1 回につき 3 本まで (2) 郵送日数を除く 1 週間以内	聴覚障害者の生活・文化向上のため、引き続き実施する。
サービス表示適正化の推進 (生活文化スポーツ局) 高齢者等がサービスを選択するにあたって、適正な情報が確保されるために、有料老人ホーム及びその類似施設のサービス表示、福祉用具レンタルサービス事業におけるサービス表示の実施状況について、不適正な表示があればこれを改善していく。	福祉保健局との連携を密接にし、介護保険の事業者指定届出事業者等に対して、条例による表示の義務付け等の周知を図る。	引き続き福祉保健局と連携し、サービス表示の適正化を図る。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
コミュニケーション支援ボードの活用 (警視庁) 交番等において、障害者や高齢者に対し、話し言葉によるコミュニケーションの障害（バリア）を解消する方策の一つとして、イラスト等を表示した「コミュニケーション支援ボード」を活用し、意思の伝達を行うことにより、障害者等と警察官とのコミュニケーションに役立て、適切な都民応接を推進していく。	全ての警察署や交番、パトロールカー等に配布した。	コミュニケーション支援ボードを効果的に活用し、適切な運用を図る。
交番における手話技能取得者による活動 (警視庁) 手話のできる地域警察官が配置された交番等を手話交番として指定し、聴覚障害者の心情に配慮した地域警察活動の積極的な推進を図る。	手話技能を有する警察官が配置されている繁華街、駅前等の交番を手話交番に指定した。	手話交番等の効果的な運用に努めるとともに、手話技能取得者の拡充を図る。



警察官の手話によるコミュニケーションの様子

施策2 社会参加支援

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が地域社会で生活するため、就労支援や地域での活動支援を区市町村と連携しながら推進していきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
高齢者の社会参加を促進するための事業 (福祉保健局) 老人クラブの社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動等老人クラブ活動として適切と認められる社会活動に対し、区市町村が補助を行った経費を補助する。	老人クラブへの助成及び区市町村老人クラブ連合会への助成を行う区市町村に補助する。	高齢者の社会参加の促進のため、引き続き実施する。
シルバーピアの推進事業 (福祉保健局) 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者が、地域社会の中で生活を続けられるよう住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者向けに配慮した集合住宅等にワーデン＜※1＞又はL S A＜※2＞を配置し、地域包括支援センター等と連携して、高齢者の居住の安定と福祉の増進を図る。	シルバーピア事業を実施する区市町村に対し、ワーデン設置費、L S A等研修費を補助する。	高齢者の居住安定のため、引き続き実施する。
重度障害者就業促進啓発 (産業労働局) 障害者の就業について、事業者や職場の理解を得るための啓発用ハンドブックを作成し、障害者、特に重度障害者の雇用の促進、職業の安定を図る。	都の事業所や公共職業安定所、区市町村などを通じて、事業主等に配布する。 20,000部配布	重度障害者の雇用の促進のため、引き続き実施する。

※1 ワーデン：管理人

※2 L S A：生活援助員

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
区市町村障害者就労支援事業 (福祉保健局) 障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する、区市町村就労支援事業に対して補助を行う。	45 区市で実施	平成 23 年度末までに全ての区市町村で実施する。
障害者就業・生活支援センター (産業労働局・福祉保健局) 障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者職業・生活支援センター」を設置し、運営を支援している。	5 所指定	障害者の職業生活における自立を図るため、引き続き実施する。
障害者社会参加推進センター事業 (福祉保健局) 障害の有無にかかわらず、だれでもが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果・効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的とする。	○社会参加推進協議会の設置 障害者関係団体の各代表者で構成し、社会参加推進に関する企画・立案を行う協議会を設置・運営 ○その他事業相談（法律専門相談を含む）・普及・啓発等事業ほか	障害者の社会参加推進のため、引き続き実施する。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
重度身体障害者在宅パソコン講習事業 (福祉保健局) 在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して、在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加の促進を図る。	受講者数 10 人 (5 人×2 年間)	重度身体障害者の社会参加を促進するため、引き続き実施する。
身体障害者補助犬給付事業 (福祉保健局) 身体障害者に対して身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。	○対象者 盲導犬：視覚障害 1 級 介助犬：肢体不自由 1、2 級 聴導犬：聴覚障害 2 級 ○規模 盲導犬(8 頭) 介助犬・聴導犬(各 1 頭)	身体障害者の社会参加と自立の促進のため、引き続き実施する。
障害のある子供のための「個別の教育支援計画」策定・活用の推進 (教育庁) 障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて、教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関等との連携に基づき、乳幼児時期から学校卒業後まで、一貫性のある支援を行う。	○平成 17 年度から全特別支援学校での策定が始まり、現在では、幼稚園、小・中学校、高等学校においても、必要に応じて策定されるようになってきている。 ○各自治体で行われている円滑な就学に向けた「就学支援シート」や、学校卒業後を見通した「移行支援計画」等と連動する。	○区市町村や高等学校に周知徹底を図り、必要な幼児・児童・生徒に対しては、100%の策定率となるようにする。 ○一般都民に、障害者への理解啓発を図るとともに、「個別の教育支援計画」について周知する。



子どもや保護者、学校関係者で話し合いながら、個々に合った計画を策定します。

主な事業	現在 (20 年度末までの見込み)	5年後の目標 (25 年度末の到達目標)
高齢者の保護及び社会参加の推進 (警視庁) 高齢者が犯罪の被害に遭わないよう保護するとともに、その能力を活かし、生きがいを感じられるような諸対策を、関係機関・団体、地域住民等と共に推進し、高齢者が安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。	○高齢者にもわかりやすい、寸劇等による振り込め詐欺等の被害防止教室(2,500回以上)や興味を示すチラシ(20万部)を作成するなど の広報啓発活動を推進 ○高齢者に参加を呼びかけ、登下校時間帯の子ども見守り活動や防犯パトロール活動を推進	○高齢者の知識・経験を生かした地域安全活動を推進する。 ○区市町村、防犯協会、老人クラブ等との連携による高齢者に対する防犯対策、及び広報啓発活動を推進する。
乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業 (赤ちゃん・ふらっと事業)《再掲》 (福祉保健局) 保育所、児童館、公民館、図書館及びその他不特定多数の者が利用する施設等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備(以下「赤ちゃん・ふらっと」という。)の設置を促進するとともに、都民に赤ちゃん・ふらっとの所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。	平成 20 年 11 月現在での赤ちゃん・ふらっと数 52 施設	平成 20 年度～22 年度の3か年で都内に 600 箇所整備する。